

**「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴い
政省令・通知で規定される事項等に関する要望書**

平成28年6月8日

企業年金連合会

第189回通常国会において提出され、継続審議とされた「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」は、第190回通常国会で平成28年5月24日に成立しました。

企業年金連合会としては、今後、政省令・通知において定められることになると考えられる事項等について、確定拠出年金制度の一層の普及と充実を図る観点から、政策委員会確定拠出年金小委員会において議論を行い、その結果を踏まえ、今回、次のとおり要望いたします。

1. 企業型年金規約の備置および閲覧

- 備置には、電磁的方法(社内イントラネット等)での掲示を含めることとしていただきたい。
- 同一の規約で複数事業主が加入する企業型DCの場合は、他の事業主に関する内容を開示すると、加入者が混乱すると考えられるので自社にかかわる部分の開示で足りることとしていただきたい。

2. 事業主掛金および企業型加入者掛金

- 掛金の年単位化における「年」の区切りは、暦年（1月始まり）、年度（4月始まり）、規約ごとに定められる、といったパターンが考えられる。DC制度が人事制度として運営されていることから、当該「年」の区切りについては、事業主が規約で定められることとしていただきたい。
- 企業型加入者掛金額の変更は、DC法施行令第6条第4項により年1回に限り認められているが、掛金の年単位化にあわせて、賞与からの拠出に伴う拠出額の変更はカウントしないこととしていただきたい。

3. 簡易企業型年金

- 簡易企業型年金設立時の必要書類の簡素化に伴って、規約承認までの期間の短縮化をお願いしたい。
- 中小企業の利用が促進されるために、加入者数の要件に関しては、100名を超えた場合でも即座に通常の企業型年金規約に変更することは不要とするなど、安定的な制度運営が行えるような取り扱いとしていただきたい。

- 社会保障審議会企業年金部会資料で示された設立イメージでは、「事業主拠出額を低額（例えば月額5,000円までの間等）に固定」とされているが、事業主拠出額については、老後の資産形成の観点から見て適切と考えられる水準にするとともに、複数の額から選択できるものとしていただきたい。

4. 継続投資教育の努力義務化

- 継続投資教育の努力義務化に関して、加入者にとって有益な継続投資教育が実現されるように法令解釈通知（投資教育ガイドライン）の見直しをお願いしたい。また、簡易企業型年金を導入した場合や指定運用方法を設定した場合であっても継続教育義務が薄らぐものでないことを明確にしていきたい。

5. 運用方法の選定および提示

- 2015年度連合会確定拠出年金実態調査では、商品本数については21本以上の規約が約34%を占めている。また、同一シリーズのバランス型投資信託やターゲットイヤーファンドなどには複数の商品が含まれており、それだけで10数本となってしまうことがある。商品本数の上限を定めるにあたっては、このような実態を十分に踏まえ、現場に混乱を生じさせないように適切な本数を設定していただきたい。
- 商品除外の手続きを事業主が自ら行う場合には、除外対象商品の保有者情報が必要となるため、運営管理機関から適切に当該情報が提供される運用となるようにしていただきたい。また、事業主が当該手続きを運営管理機関へ委託する場合には、運営管理機関における運用関連業務として商品除外が適切に行われるようにしていただきたい。

6. 指定運用方法の選定と情報提供

- 指定運用方法の基準に関しては、広い選定基準から労使によって主体的に定められるように、例えば、以下のような商品が含まれるものとしていただきたい。
 - ・ 複数資産に分散投資してリスクをおさえるとともに安定した運用成果が見込まれる商品（いわゆるバランス型投資信託）
 - ・ 加入者の受給開始時期に応じて、時間の経過とともに資産配分が変更されリスク管理が行われるような商品（いわゆるターゲットイヤーファンド）

- 指定運用方法に係る情報の提供については、電磁的方法（社内イントラネット等）を認めていただきたい。

以上